

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

#### 広島県人事委員会規則第四十三号

##### 管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十年広島県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号中「管理職手当の額」の下に「（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年広島県条例第五十二号）の施行の日（以下「基準日」という。）において同条例第七条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十四号）附則第九条第一項各号に掲げる職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八二を乗じて得た額）」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「管理職手当の額」の下に「（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八二を乗じて得た額）」を加え、同項第五号中「した場合に」を「して」に、「準じてその者が受けることとなる管理職手当の額」を「よるものとした場合の額」に改める。

##### 附 則

この人事委員会規則は、平成二十二年一月一日から施行する。